



問題点2

放課後児童クラブは
学齢期の子どもたちの
安心・安全な生活の場！
子どもたちの環境改善を早急に…

▶放課後児童クラブは、児童福祉法の中で、主に小学校低学年1～3年生を対象に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）として位置づけられています。

学校が終わった放課後だけではなく、土曜日、夏・冬・春休み、学校の振替休日など、一年を通すと長い時間、家庭に代わる子どもたちの大切な生活の場となっています。

そして、ここでは、お腹がすいたらおやつや昼食を食べる、休みたくなったらゴロンと横になる、体を動かして遊ぶなど、この年齢の子どもが子どもとして、当たり前に生活できる環境を整える必要があります。

しかし、放課後児童クラブには施設基準がありません。

子どもたちのために、良好な環境の確保が必要です。



学童期の子どもたちと働く指導員のために

放課後児童クラブの労働環境の改善を



学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！

問題点1

子どもたちを支える指導員は、「募集しても人が集まらない」！
指導員の賃金・雇用の充実など
労働環境の改善を

▶放課後児童クラブは、子どもたちの環境改善と同時に、子どもたちを支える指導員のあり様が大きな課題になっています。

長年働いても時給800円の指導員など、低賃金・不安定雇用の状況では指導員が「募集をかけても人が集まらない」という状況になってしまいます。

また、休憩室や更衣室などが未整備なクラブも多く、賃金含めて、早急な環境改善が必要です。

玉は、2008年度予算で放課後児童クラブを20,000か所とする整備目標を立てました。2007年度までの実施状況は、16,685か所です。

放課後クラブガイドラインより抜粋

(2007年10月19日厚生労働省より通達)

6. 放課後児童指導員の役割

- ①子どもの人権の尊重と子ども個人差への配慮
- ②体罰など、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持



保護者の状況
*仕事 *療養
*介護など
*昼間家庭保育が
できない

保育所



国が建物や職員数などの
基準を決めている

市区町村で
格差がない

2007
年度

児童館・学童保育(放課後児童クラブ)実態調査報告より(抜粋)

放課後児童クラブ職員の雇用実態

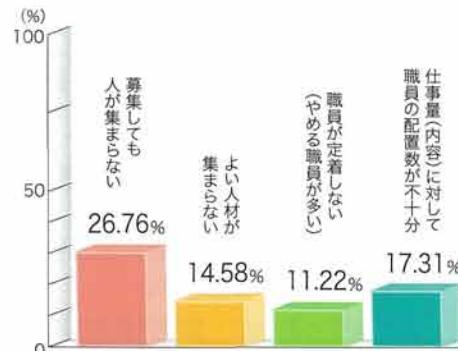
全日本自治団体労働組合 社会福祉評議会／東京都千代田区6番町1



*回答数736市区町村で、
その内、放課後児童クラブ
(以下クラブ) が「あり」と
答えた市区町村は624か所でした。

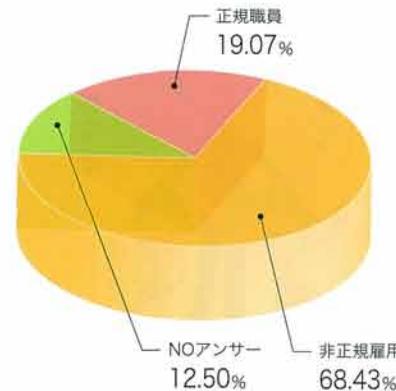
I 職員の募集をしても 人が集まらない

[問題点]	(市区町村単位)
募集しても人が集まらない	167
よい人材が集まらない	91
職員が定着しない	70
仕事量に対して配置数が不充分	108
NOアンサー	188
合計	624



II 非正規職員が 支えている

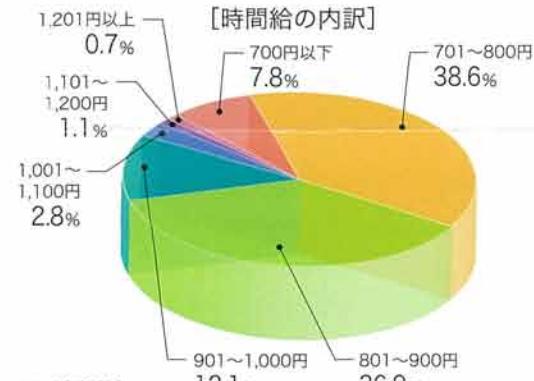
[雇用形態]	(市区町村単位)
正規職員	119
非正規雇用	427
NOアンサー	78
合計	624



III 時給900円以下の職員が8割以上いました

[時間給全国集計] (市区町村単位)

700円以下	22
701～800円	109
801～900円	104
901～1,000円	34
1,001～1,100円	8
1,101～1,200円	3
1,201円以上	2
合計	282



[時給制と労働時間の比較] (市区町村単位)

	20時間以下	21～30時間	31～40時間	41時間以上	無回答
700円以下	10	7	1	0	4
701円～800円	44	28	17	2	18
801円～900円	39	30	19	2	14
901円～1,000円	8	15	5	0	6
1,001円～	6	5	1	0	1
合計	107	85	43	4	43

*時給職員を採用している市区町村は282か所でした

学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！